

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月19日

月 曜 日

第 4145 号

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定

公 告

- 開発行為の工事完了 3
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 4
- 景観づくり住民協定の公表

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第538号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成28年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671600888	
指定年月日	平成28年12月1日	
申請者	名称	株式会社ミタホーム
事業所	所在地	富山県中新川郡立山町上市町正印 834番1 セゾン正印 105
	名称	訪問介護ステーションありがとうホーム上市
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1671000352	
指定年月日	平成28年12月1日	
申請者	名称	株式会社エンカウンター

事業所	所在地	富山県南砺市本江 238番地 8
	名称	ヘルパーステーションやどりぎ
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第539号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

平成 28 年 12 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671000345	
指定年月日	平成 28 年 12 月 1 日	
申請者	名称	株式会社エンカウンター
事業所	所在地	富山県南砺市本江 238番地 8
	名称	ケアプランセンターやどりぎ
サービスの種類	居宅介護支援	

富山県告示第540号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

平成 28 年 12 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671600888	
指定年月日	平成28年12月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社ミタホーム
事 業 所	所在地	富山県中新川郡立山町上市町正印 834番1 セゾン正印 105
	名称	訪問介護ステーションありがとうホーム上市
サービスの種類	介護予防訪問介護	

事業所番号	1671000352	
指定年月日	平成28年12月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社エンカウンター
事 業 所	所在地	富山県南砺市本江 238番地 8
	名称	ヘルパーステーションやどりぎ
サービスの種類	介護予防訪問介護	

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市大江1474番 1	/	/	富山市田中町一丁目 6 番 41-108号 アバンヴェール田中町B棟	大貫 哲也 大貫 直美
射水市松木97番 1	/	/	射水市松木22番地 2	姫野 好美
射水市本田字天水 244番 1 及び246番 1 の一部	/	/	射水市本田 245番地	中島 勝秀

南砺市梅原8763番、8765番、8766番、9182番、9183番、9184番、8978番の一部及び9186番の一部（第2工区）	同 左	貯水施設	南砺市苗島4880番地	南砺市
---	-----	------	-------------	-----

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成28年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ナメリカワデザイン

3 代表者の氏名

桶川 高明

4 主たる事務所の所在地

富山県滑川市柳原30番地26

5 定款に記載された目的

この法人は、滑川市周辺のマチとモノ、コトに対して、デザインに関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成28年12月19日

1 協定の名称

神島自治会景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市神島の一部の区域（別紙図面のとおり）

4 協定者の数

59名

5 協定の内容

(1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

(2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ 3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ 3メートル以上となる樹木を 5 本以上保有する。5 本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して 1 年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

(3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波

市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

エ 建築物は2階建てまでの和風造りとする。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するように努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成28年10月25日

7 協定有効期限

平成38年10月24日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。）